

令和8年度版

住宅省エネ改修

補助金

共同住宅も
対象

既存住宅を **ZEHレベル** に **全体・部分改修** した場合

最大70万円補助します



☛ 窓や外壁、屋根、天井、床などの断熱化に係る改修工事

☛ 高効率給湯器等の設備の効率化に係る工事

申請
受付期間

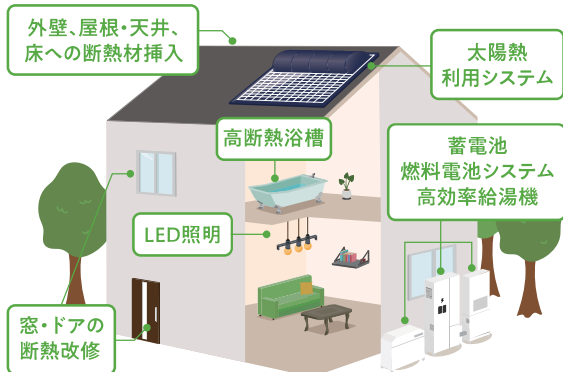
令和8年6月1日（月）～令和9年2月15日（月）

※ただし予算額に達した時点で受付を終了いたします。

※省エネ設計・改修工事の契約前に申請を行い、交付決定を受ける必要があります。

補助対象事業一覧

2か所以上の開口部(窓、ドア)の断熱改修が必須です!



断熱化に係る改修工事

- 必須工事** ●窓 ●ドア
- 任意工事** ●外壁 ●屋根 ●天井 ●床

設備の効率化に係る工事

- 任意工事** ●太陽熱利用システム ●ソージェネレーション設備 ●高断熱浴槽 ●蓄電池 ●高効率給湯器 ●燃料電池システム ●節湯水栓 ●LED照明 ●節水型トイレ

補助対象となる省エネ改修工事

省エネ改修は次の①、または②の工事が補助対象です。①、②のいずれの場合も**耐震性の安全が確保される**必要があります。

1 全体改修 改修後の住宅全体がZEH水準に相当するもの

- 改修後に住宅全体がZEH水準に相当することについて、BELS等の第三者機関の評価・認証を受けているもの(取得予定を含む)

2 部分改修 複数の開口部を含む工事(改修部分がZEH水準の仕様基準に適合していること)

- 2か所以上の開口部(窓又はドア)の改修を含むもの
- 上記に加えて断熱材や設備機器(高断熱浴槽、高効率給湯器、給湯水栓等)も対象です。

補助対象経費

省エネ設計に要する経費

省エネ改修のために必要な調査、設計、計画に係る費用等(BELS等の取得にかかる費用含む)

省エネ改修に要する経費

開口部や駆体等の断熱化に係る工事及び設備の効率化に係る工事に要する費用
 ※全体改修時の構造補強工事費用も対象
 ※設備の効率化に係る工事に要する経費として計上できる額は、開口部、駆体等の断熱化に係る工事に要する経費の額を上限とします。

補助率
上限額

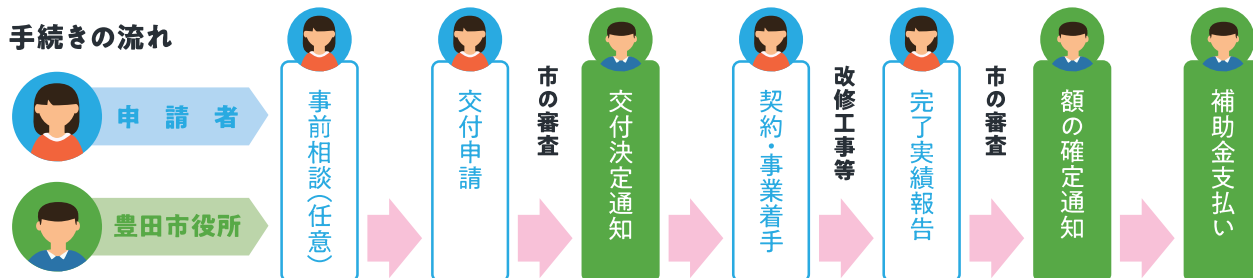
補助対象経費の4/5、又はモデル工事費の4/5のいずれか少ない方。最大70万円

補助対象者

市内住宅の所有者 (共同住宅における区分所有者を含む。)
 ※完了実績報告時に補助を受ける住宅へ居住している必要があります。

**マンション等の共同住宅の管理組合
又は所有者**

手続きの流れ



必ず交付決定通知後に省エネ設計・改修工事の契約を行ってください。(契約済みの工事は、補助対象外です)

完了実績報告提出期限

工事の完了日から**2か月以内**に提出。ただし、令和9年2月15日(月)より後には提出できません。

申請にあたっては、補助金交付要綱、申請ガイド等を必ずご確認ください。

詳細は
こちら▶

